

# 配水管布設工事における元請け施工の義務付け緩和について

## (お知らせ)

福山市上下水道局が発注する配水管等布設工事における、NS形ダクタイル鋳鉄管およびGX形ダクタイル鋳鉄管の大口径（口径300mm以上）の配管従事者を「元請業者」としておりますが、「元請又は下請業者」とします。

このことから、「受注者の有資格者の施工」となっていたものが、下請業者でも施工することのできる「有資格者の施工」に緩和されます。

ただし、本施工義務付けの緩和に伴い、継手施工の品質確保の強化として、段階確認項目及び現場チェック項目として次に掲げる事項を実施します。

### (1) 段階確認項目として継手施工状況を追加

管布設位置の立会時に継手施工について段階確認項目として確認する。

頻度：管種・口径毎に1箇所程度

※段階確認を必要とする管種・口径及び箇所数は、施工規模によって判断するものとし、局監督員と協議の上、決定する。

### (2) 管接合時、継手チェックシートを記入の確認

現地打合せ時や立会時に適宜、管接合時の継手チェックシートへの記入状況を局監督員が確認し、不適切事項が確認された場合は、書面にて指示を行う。

### (3) 有資格者施工のチェック強化

現地打合せ時や立会時に適宜、届け出された配管従事者が施工しているかを局監督員が確認し、不適切事項が確認された場合は、書面にて指示を行う。

## ○ 適応開始日

2019年(平成31年)4月1日以降に公告する工事より適用します。

本件に関するお問い合わせ先

福山市上下水道局 工務部配水管整備課

電話(084)928-1504